

3. 甲は、採用決定後、乙に対し請求書を発行し、乙は請求書発行日から 30 日以内に支払うものとする。

第 5 条（採用決定の定義）

本契約において「採用決定」とは、乙が甲の紹介した人材に対し雇用条件を提示し、本人がこれを承諾した時点をいう。

第 6 条（返戻金制度）

1. 採用後、本人都合による退職が発生した場合、以下の返戻金制度を適用する。

- (1) 入社後 1 か月以内：紹介手数料の 80%
- (2) 入社後 3 か月以内：紹介手数料の 50%
- (3) 入社後 6 か月以内：紹介手数料の 20%
- (4) 入社後 6 か月超：返戻なし

2. 返戻金は、乙からの書面による申請をもって適用されるものとする。

第 7 条（サポート業務）

甲は、求人整理、人材マッチング、面接調整、在留資格確認、入社前後フォローを行う。

第 8 条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の機密情報を、第三者に開示または漏洩してはならない。

第 9 条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より 1 年間とし、期間満了日の 1 か月前までに書面による解約の意思表示がない場合、自動更新されるものとする。

第 10 条（協議事項）